

自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会（第1回）

議事要旨

1 開催日時

平成28年8月19日（金） 14:00～16:00

2 開催場所

東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省別館2階 238会議室

3 出席者

小林委員（座長）、青木委員、伊藤委員、今木委員、生稲委員、大場委員（代理：飯田氏）、奥村委員、遠原委員、加藤委員（代理：田和氏）、川島委員、菅野委員、木村委員、鈴木委員、田邊委員、中村委員、西委員、萩原委員、穂積委員、水野委員、吉野委員、武部委員（欠席）

4 配付資料

- 資料番号1 自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会委員名簿
- 資料番号2 自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会開催要綱（案）
- 資料番号3 自衛防災組織等の防災要員の現状と課題
- 資料番号4 自衛防災組織等の標準的な教育テキストについて
- 資料番号5 自衛防災組織等の防災要員に対する防災教育のアンケート
- 資料番号6 防災要員の教育現状について（山口県周南市）
- 資料番号7 アメリカの火災訓練施設における訓練受講等報告書
- 資料番号8 検討の進め方及びスケジュールについて（案）

参考資料1 関係法令等（抜粋）

参考資料2 自衛防災組織等の手引き・訓練指針・教育テキスト（案）の比較

参考資料3 防災要員教育訓練指針

参考資料4 自衛防災組織等の防災活動の手引き

5 議事

開催要綱が確認された後、委員の互選により小林委員が座長に選出された。また、小林座長により、西委員が座長代理に指名された。議事概要については以下のとおり。

(1) 実態の把握と課題の整理について

資料番号3により事務局から説明が行われた。

(2) 標準的な教育テキスト（案）の作成について

資料番号 4 により事務局から説明が行われた。

(3) 研修体制の充実強化について

資料番号 5 により事務局から説明が行われた。

資料番号 6 により吉野委員から説明が行われた。

(1)～(3)の議事説明の後、行われた質疑等の概要は以下のとおり。

【座長】事務局から委託の防災要員は 4 割、自組織の防災要員は 6 割であるという説明があったが、各自治体共通の認識か。特に、神奈川県川崎市は比較的委託が多いようだがいかがか。

→【委員】概ねこのような認識である。委託に頼っている部分が多い。

【座長】自衛防災組織を委託する意味とは何か。

→【事務局】警備会社に委託することである。自社の可能性もある。

【座長】共同防災組織で委託と自組織というのは、共同防災組織に各社から何人か出して編成しているということか。

→【事務局】概ねそのようなイメージである。

【座長】道府県によって違いがあるが、自組織の防災要員は 4 分の 3 程度の割合である。これは自社の社員ということか。

→【委員】おそらく、道府県の傾向というよりは石油精製会社の傾向に依るものとする。道府県ごとに差異があるものではないと考える。

→【委員】自組織の防災要員というのは運転員の事である。委託というのは守衛の事である。セキュリティの部分を外部に委託する事はよく行っている。よって、この比率は妥当であり、今後が変わるとは考えがたい。

【座長】自衛防災組織は事業所の運転員も含めた全てを指すのか。

→【事務局】資料のグラフに含まれているのは防災活動を行う防災要員の数だけである。運転員はおそらく含まれない。

→【事務局】従業員であれば自社商品の特性、素材については詳しいが、新人職員とベテラン職員とでは違いがある。一方、警備保障の方は警備のあり方については詳しいが、製造については教育が必要である。テキストにはそのようなことを含めてもらいたい。また、防災要員には様々な学歴や経験を有する者がいる、ことを包括的に考えて頂きたい。

【座長】防災要員の中には初期消火者などの防災活動を行う全ての要員を含むのか。

→【事務局】含まない。

→【座長】法定の要員数という認識でよいか。

→【事務局】そのとおり。

→【座長】テキストには防災活動を行う全ての要員の活動を含めるのか。

→【事務局】メインは法定の防災要員に対してであるが、災害対応の事を考えると、全体の活動の流れが分かるテキストにして頂けるとありがたい。

→【座長】テキストには法定の防災要員を中心に置くが、それだけでは活動にならないので、周辺状況を含めた活動を記載する事とする。

【委員】テキストを制作する上で、何をターゲットにするかを最初に決める必要がある。防災要員をコントロールする者の研修用テキストが必要ではないか。災害の未然防止や、なぜ災害が発生するかのといった内容をテキストに含めて良いか。

→【事務局】事業所をリードする者がいることは当然必要である。リードしながら事業所全体の安全を考えるのであればテキストに必要なことである。

→【委員】大規模災害につながりかねない事故が頻発している状況で、なぜ事故が発生するのか、問題の根本の部分をつかりやすく説明できるテキストにして頂きたい。

→【座長】事故の未然防止についてもテキストに含めた方が良いというのであれば、その方が良い。

【座長】共同防災組織の防災要員は自分たちの知らない事業所に出場し、何の危険物が取り扱われているか把握できていない状況でうまく活動ができていないのか。

→【委員】共同防災組織と公設消防隊の連携は非常に良くできている印象がある。

→【委員】共同防災組織が全く知らない事業所で災害活動するためにはしっかりと訓練をしておかなければ、すぐに活動することは困難である。

【座長】共同防災組織の防災要員や公設の消防隊が発災した事業所に到着するまでに、発災事業所の職員が適切な対応ができるように教育することが必要である。この適切な対応を、委託された警備会社は理解し、実行できるのか。

→【委員】基本的には災害現場では自衛消防組織の下に共同防災組織がついている。よって共同防災組織が勝手に活動することはなく、前線には絶対に行かない。自衛消防組織の指示に従うだけである。共同防災組織の防災要員は他の会社がどのような物質を扱っているかは把握していない。

→【座長】自衛防災組織の防災要員が有している、自社のプラントや扱っている物質に対しての知識は信用しても大丈夫か。

→【委員】問題ない。

【事務局】標準的な教育テキスト（案）の作成のために開催要項第3条第6項に基づき、分科会の設置をお願いしたい。

- 【座長】事務局からの案はいかがか。
- 【事務局】青木委員、伊藤委員、大場委員、奥村委員、川島委員、菅野委員、木村委員、中村委員、西委員、萩原委員、水野委員、吉野委員、以上の方をお願いしたい。
- 【座長】異議がないようであれば、分科会を設置し、以上の委員が検討する事とする。

質疑等の後、資料番号 8 により事務局から説明が行われた。

(4) 事例紹介・海外調査について

資料番号 7 により塩崎講師から説明が行われた。

(4)の議事説明の後、行われた質疑等の概要は以下のとおり。

【委員】火災の連鎖反応について教えられたか。また、オフensiveモードの時は 6 5 m m のホースを使用したか。

→【講師】火災の 3 要素ではなく 4 要素、連鎖反応まで教えられた。また、オフensiveモードの時は、ホースは 5 0 m m を使用した。

【委員】受講したのは 1 0 8 1 のコースか

→【講師】そのとおり。

【委員】ホースハンドリングなどチームとしての活動についても教えられたか。

→【講師】訓練の方法は日本と非常に似ていたが、ホースハンドリングについては教えられなかった。3 人で行う活動がほとんどであった。

【委員】ホースを持って階段の上り下りなどアクティブな現場活動の訓練もあったか。

→【講師】そのような訓練はなかった。チーム訓練がほとんどであった。

【委員】水、泡、蒸気、粉末など様々な消火方法を組み合わせた消火活動の訓練は行ったか。

→【講師】行った。

【座長】アメリカの訓練施設のテキストを訳せばそのまま使えるのはいか。著作権があるのか。

→【講師】テキストはよくまとまっているが、規格が違うなど日本でそのまま使える物ではない。テキストの構成は参考になる。

【座長】Industrial Interior Fire Brigade Training とは上級コースのことか。

→【講師】1 5 のコースが順番に並んでいるだけで、上級下級の区別ではない。

【座長】アメリカのテキストは手に入らないのか。

→【講師】著作権の問題上、閲覧することすら不可能である。コースを受講するしかない。

→【座長】萩原委員はいかがか。

→【委員】全て持っている。

→【座長】それを見せることはできるか。

→【委員】不可能である。

【座長】アメリカのテキストは予備校の教科書のようなものか。

→【委員】そのとおり。

→【座長】予備校の教科書のようにであれば、ねらいも非常に分かりやすく書かれているはずである。そのような物が作られれば画期的である。

→【委員】このテキスト以外にも、アメリカではファイヤーファイター用のテキストが市販されているので購入は可能である。

(5) その他
特になし。

6 閉 会

以上